

議案第 16 号

施設使用料等の見直しによる関係条例の整備に関する条例の制定について
施設使用料等の見直しによる関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

施設使用料等の見直しによる関係条例の整備に関する条例
(越前市児童館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 越前市児童館設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 97 号)の一部
を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 8 条関係)

1 基本使用料

時間 部屋名	1 時間あたり
集会室	200 円
プレールーム	950 円
和室	200 円
学習室	200 円
遊戯室	200 円
備考	使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
プレールーム	200円	1,000円	6,000円
プレールーム以外の部屋	100円	500円	3,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

(越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 コミュニティーセンター柳荘使用料

区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
専用 使用	大広間	1,600円	3,100円	4,200円	8,900円	
	中広間	1,000円	2,100円	2,600円	5,800円	
	大会議室	1,000円	2,100円	2,600円	5,800円	
	中会議室	700円	1,600円	2,100円	4,400円	
	和室	700円	1,600円	2,100円	4,400円	
	別館	軽運動場	2,100円	4,200円	6,300円	10,500円
		研修室大	1,000円	2,100円	2,600円	5,800円
		研修室小	1,000円	2,100円	2,600円	5,800円
		上記以外の	500円	700円	1,000円	2,100円

		1室につき			
個人	一般				300円
使用	高校生以下				200円
宿泊	一般			1人当たり	800円
使用	高校生以下			1人当たり	500円
備考					
<p>1 市外の者の使用料(個人使用料、宿泊使用料は除く。)は、5割増しとする。</p> <p>2 営利目的に使用する場合は、各専用使用料の3倍額とする。</p> <p>3 宿泊使用は、団体(原則として10人以上)のみとする。</p> <p>4 宿泊使用に供した部屋の専用使用料は、徴収しない。</p> <p>5 宿泊寝具は、使用者負担とする。</p> <p>6 幼児(3歳未満児)の使用料は、無料とする。</p>					

2 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
大広間		600円	3,000円	18,000円
中広間		300円	1,500円	9,000円
大会議室		300円	1,500円	9,000円
中会議室		300円	1,500円	9,000円
和室		300円	1,500円	9,000円
別館	研修室大	300円	1,500円	9,000円
	研修室小	300円	1,500円	9,000円
	上記以外の1室につき	150円	750円	4,500円
備考				
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最</p>				

も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(しきぶ温泉湯楽里設置及び管理条例の一部改正)

第3条 しきぶ温泉湯楽里設置及び管理条例(平成17年越前市条例109号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

1 入浴料

区分	金額 (1人当たり)
大人(満15歳以上満65歳未満)	800円
高齢者(満65歳以上)・障害者	700円
子ども(満3歳以上満15歳未満)	400円

2 宿泊料

区分	金額(3人以上宿泊する場合の1人当たりの額)		備考
	平日及び休日等	土曜日及び休日等の前日	
大人(満15歳以上満65歳未満)	3,300円	3,850円	入湯税を含まない。
高齢者(満65歳以上)・障害者	2,750円	3,300円	入湯税を含まない。
子ども(満3歳以上満15歳未満)	1,650円	1,925円	

備考

1 「平日」及び「休日等」とは、それぞれ次に掲げる日をいう。

(1) 平日 土曜日及び休日等以外の日

(2) 休日等 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17

8号)第2条に規定する日

2 客室を1人で使用する場合の宿泊料は2倍額とし、2人で使用する場合の宿泊料は上記料金の1.5倍額とする。

3 会議室等利用料金

区分		基本利用料金	空調利用料金
		1時間	1時間
専用使用	会議室	1,320円	200円
	創作室	1,100円	150円
	大和室	1,320円	200円
	客室	1,100円	—

(越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例の一部改正)

第4条 越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例(平成17年越前市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

1 老人福祉センター今寿苑使用料

区分	種別	使用料	
入館料	60歳以上の者、身体障害者手帳及び療育手帳を有する者	300円	
	その他の者	400円	
個室料	研修室	午前9時30分	1,300円
	教養室	分から午後4時	1,300円
	相談室	まで	1,300円
	指導室		1,300円

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額

研修室	100円	500円	3,000円
教養室	100円	500円	3,000円
相談室	100円	500円	3,000円
指導室	100円	500円	3,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

(越前市社会福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 越前市社会福祉センター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 施設使用料

使用時間 区分	基本使用料			
	午前9時から 正午	正午から午後 5時	午後5時から 午後10時	午前9時から 午後10時
多目的ホール	3,100円	4,200円	6,300円	12,600円
会議室、その他 1室につき	500円	700円	1,000円	2,100円
備考				
<p>1 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。</p> <p>2 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割の額を加算する。</p> <p>3 前号の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料の5割の額を加算する。</p>				

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
多目的ホール	600円	3,000円	18,000円
会議室、その他1室につき	100円	500円	3,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

(越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第6条 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 施設使用料

区分		午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
料理研究室		500円	700円	1,100円	2,100円
工房		500円	700円	1,100円	2,100円
和室	1部屋使用	500円	700円	1,100円	2,100円
	2部屋使用	700円	1,600円	2,100円	4,200円
里山ギャラリー		500円	700円	1,100円	2,100円
大ホール		1,100円	2,100円	2,600円	5,200円
備考					
<p>各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。</p>					

2 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
料理研究室		200円	1,000円	6,000円
工房		100円	500円	3,000円
和室	1部屋使用	200円	1,000円	6,000円
	2部屋使用	300円	1,500円	9,000円
里山ギャラリー		200円	1,000円	6,000円
大ホール		300円	1,500円	9,000円
備考				
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>				

(越前市農村婦人の家設置及び管理条例の一部改正)

第7条 越前市農村婦人の家設置及び管理条例（平成17年越前市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「使用料」の次に「（冷暖房使用料は除く。）」を加え、同条第2項中「前項に定める以外の使用に係る」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	研修室		500円	700円	1,100円
農産物加工室 兼料理実習室		500円	700円	1,100円	2,100円
実習室		500円	700円	1,100円	2,100円

備考
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。
2 使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修室	100円	500円	3,000円
農産物加工室兼料理実習室	100円	500円	3,000円
実習室	100円	500円	3,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正)

第8条 越前市農村環境改善センター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 越前市しらやまいこい館

(1) 施設使用料

区分	時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	研修室		500円	700円	1,100円
和室（全面）		700円	1,600円	2,100円	4,200円
和室（半面）		500円	700円	1,100円	2,100円

多目的ホール	2, 100円	4, 200円	6, 300円	10, 500円
備考				
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。				
2 使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。				

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修室	300円	1, 500円	9, 000円
和室（全面）	300円	1, 500円	9, 000円
和室（半面）	200円	1, 000円	6, 000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

2 越前市服間改善センター

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
研修室（全面）	200円
研修室（半面）	100円
和室（全面）	150円
和室（半面）	100円
料理実習室	150円
会議室	100円
多目的ホール	850円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	

- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修室（全面）	400円	2,000円	12,000円
研修室（半面）	200円	1,000円	6,000円
和室（全面）	300円	1,500円	9,000円
和室（半面）	200円	1,000円	6,000円
料理実習室	300円	1,500円	9,000円
会議室	200円	1,000円	6,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

3 越前市月尾サブセンター

(1) 施設使用料

種別	時間	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
	研修室その他1 室につき		500円	700円	1,100円
備考					
<p>1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。</p> <p>2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとしみなす。</p>					

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修室その他1室につき	300円	1,500円	9,000円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市中山間地域農村活性化拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第9条 越前市中山間地域農村活性化拠点施設設置及び管理条例（平成17年越前市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1 施設使用料

種別	時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
	多目的ホール		1,100円	2,100円	2,600円
研修室その他 1室につき		500円	700円	1,100円	2,100円
運動広場		1時間につき 200円			
備考 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。					

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額

多目的ホール	200円	1,000円	6,000円
研修室その他1室につき	100円	500円	3,000円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

別表第2（第9条関係）

種別	利用料金	
里芋選別設備	1時間当たり	200円
製粉設備	1時間当たり	50円
発酵器	1日当たり（1台）	100円
みそ加工設備	1日当たり（仕込み作業時）	2,100円
冷凍冷蔵庫	1箇月又は1回当たり	300円
保冷库	1箇月又は1回当たり	300円
冷凍ストッカー	1箇月又は1回当たり	300円

別表第3（第9条関係）

種別	委託作業料金
製粉（ソバ、米等）	1kg当たり 200円
備考 利用申請人が、市内住所を有する個人又は法人以外の者にあつては、委託作業料金の5割を加算する。	

（越前市森林総合利用施設設置及び管理条例の一部改正）

第10条 越前市森林総合利用施設設置及び管理条例（平成17年越前市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

使用施設	区分	単位	使用料	備考
コテージ	宿泊	1 棟	15,700 円	午後 2 時から翌日の午前 10 時まで
	休憩（宿泊予約がない棟のみ）	1 棟	8,400 円	午前 9 時から午後 1 時まで
			8,400 円	午後 1 時から午後 5 時まで
			15,700 円	午前 9 時から午後 5 時まで
バンガロー	宿泊	1 棟	2,100 円	午後 2 時から翌日の午前 10 時まで
シャワー	使用の都度	1 回	100 円	

（越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例の一部改正）

第 11 条 越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

1 宿泊料

区分		平日及び休日等			土曜日及び休日等の前日		
		一般（高校生以上）	小・中学生	幼児（満 3 歳以上）	一般（高校生以上）	小・中学生	幼児（満 3 歳以上）
宿泊施設	1 人 1 泊につき	2,100 円	1,600 円	500 円	2,600 円	2,100 円	1,100 円
バンガロー	1 棟につき	2,100 円					

追加寝具等	ふとん 300円 毛布 200円
-------	---------------------

備考
<p>1 宿泊による施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊施設 午後4時から翌日午前10時まで</p> <p>(2) バンガロー 午後2時から翌日午前10時まで</p> <p>2 「平日」及び「休日等」とは、それぞれ次に掲げる日をいう。</p> <p>(1) 平日 土曜日及び休日等以外の日</p> <p>(2) 休日等 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日</p> <p>3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。</p>

2 会議室等使用料

区分		使用時間			
		午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前10時から午後10時まで
管理棟兼宿泊施設	和室その他1室につき	500円	800円	1,100円	2,100円
研修施設	研修室	1,100円	1,600円	2,100円	3,100円
創作施設	体験学習（木彫）	Aコース：700円 Bコース：400円			

備考
<p>1 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。</p> <p>2 研修施設を宿泊に使用することについて、特に許可する必要があると認めるときは、別に定める実費を徴収する。</p> <p>3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。</p>

3 冷暖房使用料

(1) 宿泊施設

宿泊施設	宿泊者(1人1泊につき)	500円
------	--------------	------

(2) 会議等

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
管理棟兼宿泊施設	100円	500円	3,000円
研修施設	500円	2,500円	15,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」設置及び管理条例の一部改正)

第12条 越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」設置及び管理条例（平成17年越前市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円～2,000円」を「3,000円以内」に改める。

(越前市働く婦人の家設置及び管理条例の一部改正)

第13条 越前市働く婦人の家設置及び管理条例（平成17年越前市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「使用料」の次に「（冷暖房使用料は除く。）」を加え、同条第2項中「前項に定める以外のふれあい館の使用に係る」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	料理実習室		700円	1,600円	2,100円

講習室	700円	1,600円	2,100円	4,200円
第1研修室	500円	700円	1,100円	2,100円
第2研修室	500円	700円	1,100円	2,100円
軽運動場	1,100円	2,100円	2,600円	5,200円
備考				
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。				
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。				

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
料理実習室	300円	1,500円	9,000円
講習室	200円	1,000円	6,000円
第1研修室	200円	1,000円	6,000円
第2研修室	200円	1,000円	6,000円
軽運動場	500円	2,500円	15,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部改正)

第14条 越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例（平成17年越前市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 越前市武生勤労青少年ホーム

(1) 施設使用料

区分	時間	午後0時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午後0時30分から午後9時まで
	講習室(和室)		700円	1,100円
音楽室		700円	1,100円	1,600円
図書室兼集会室		1,600円	2,100円	3,400円
軽運動場		2,100円	2,600円	4,400円
備考				
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。				
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。				

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
講習室(和室)	100円	500円	3,000円
音楽室	200円	1,000円	6,000円
図書室兼集会室	300円	1,500円	9,000円
軽運動場	300円	1,500円	9,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

2 越前市今立勤労青少年ホーム

(1) 施設使用料

区分	時間	午前 9 時から	正 午 から 午	午後 5 時から 午	午前 9 時から 午
		正午まで	後 5 時まで	後 10 時まで	後 10 時まで
料理講習室		500円	700円	1,100円	2,100円
講習室(松の間)		500円	700円	1,100円	2,100円
講習室(梅の間)		500円	700円	1,100円	2,100円
音楽室		500円	700円	1,100円	2,100円
相談室		500円	700円	1,100円	2,100円
集会室(富士の間)		700円	1,600円	2,100円	4,200円
図書室		700円	1,600円	2,100円	4,200円
軽運動設備室		1,100円	2,100円	2,600円	5,200円
備考					
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。					
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。					

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
料理講習室	200円	1,000円	6,000円
講習室(松の間)	200円	1,000円	6,000円
講習室(梅の間)	200円	1,000円	6,000円
音楽室	200円	1,000円	6,000円
相談室	100円	500円	3,000円
集会室(富士の間)	300円	1,500円	9,000円
図書室	200円	1,000円	6,000円
軽運動設備室	300円	1,500円	9,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(越前市国高ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第15条 越前市国高ふれあいセンター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
	会議室		500円	700円	1,100円
研修室(15畳 1室につき)		500円	700円	1,100円	2,100円
講堂		1,100円	2,100円	2,600円	5,200円

備考

- 1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。
- 2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
会議室	200円	1,000円	6,000円
研修室(15畳1室につ き)	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(越前市労働福祉会館設置及び管理条例の一部改正)

第16条 越前市労働福祉会館設置及び管理条例(平成17年越前市条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める

別表(第7条関係)

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
	第1会議室(和室)		500円	700円	1,100円
第2会議室(和室)		500円	700円	1,100円	2,100円
第3会議室		700円	1,600円	2,100円	4,200円
ホール		2,100円	4,200円	6,300円	10,500円

備考

- 1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。
- 2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
第1会議室(和室)	200円	1,000円	6,000円
第3会議室	300円	1,500円	9,000円
ホール	500円	2,500円	15,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(越前市勤労者児童会館設置及び管理条例の一部改正)

第17条 越前市勤労者児童会館設置及び管理条例(平成17年越前市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 施設使用料

区分	時間			
	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
静養室	500円	700円	1,100円	2,100円
図書室	500円	700円	1,100円	2,100円
集会室	700円	1,600円	2,100円	4,200円
スポーツルーム	2,100円	4,200円	6,300円	10,500円
備考				
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。				
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。				

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
静養室	200円	1,000円	6,000円
図書室	200円	1,000円	6,000円
集会室	300円	1,500円	9,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定			

額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(越前市池ノ上勤労者スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正)

第18条 越前市池ノ上勤労者スポーツセンター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
	和室		500円	700円	1,100円
スポーツルーム		2,100円	4,200円	6,300円	10,500円
<p>摘要</p> <p>1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする</p> <p>2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。</p>					

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
和室	200円	1,000円	6,000円

(越前市広瀬勤労者研修センター設置及び管理条例の一部改正)

第19条 越前市広瀬勤労者研修センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設使用料

区分	時間	午前9時から正	正午から午後5	午後5時から午	午前9時から午
		午まで	時まで	後10時まで	後10時まで
第1研修室		1,100円	2,100円	2,600円	5,200円
第2研修室		500円	700円	1,100円	2,100円
第3研修室		500円	700円	1,100円	2,100円
備考					
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。					
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。					

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
第1研修室	300円	1,500円	9,000円
第2研修室	300円	1,500円	9,000円
第3研修室	200円	1,000円	6,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

（越前市万葉菊花園設置及び管理条例の一部改正）

第20条 越前市万葉菊花園設置及び管理条例（平成17年越前市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 受講料

	金額
受講料	実費相当額で市長がその都度定める額

2 使用料

(1) 施設使用料

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
研修会議室	1,100円	2,100円	2,700円
体験学習室	1,100円	2,100円	2,700円
備考			
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。			
2 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとしみなす。			

(2) 附属設備使用料 無料

(3) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修会議室	300円	1,500円	9,000円
体験学習室	300円	1,500円	9,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市蔵の辻設置及び管理条例の一部改正)

第 2 1 条 越前市蔵の辻設置及び管理条例 (平成 1 7 年越前市条例第 1 7 7 号)
の一部を次のように改正する。

第 9 条中「4 4 円」を「4 6 円」に改める。

(越前市立学校施設使用条例の一部改正)

第 2 2 条 越前市立学校施設使用条例 (平成 1 7 年越前市条例第 1 9 7 号) の一
部を次のように改正する。

第 6 条、第 7 条第 4 号、第 9 条第 2 項及び第 1 0 条第 2 項中「教育委員会」
を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 6 条関係)

1 小中学校

(1) 施設使用料

区分		時間	平日	土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	
校庭	1 時間につき		8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
講堂			8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
特別教室その他 1 室につき			2 0 0 円	3 0 0 円
備考 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。				

(2) 冷暖房使用料

区分		時間	平日	土曜日・日曜日・休日
			午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
特別教室その他 1 室につき	1 時間につき		100 円	100 円
備考 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。				

2 幼稚園

(1) 施設使用料

区分		時間	平日	土曜日・日曜日・休日
			午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
保育室	1 時間につき		200 円	300 円
遊戯室			200 円	300 円
備考 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。				

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1 回	月額	年額
保育室	200 円	1,000 円	6,000 円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1 部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市公民館使用条例の一部改正)

第23条 越前市公民館使用条例（平成17年越前市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(使用料)

第5条 公民館の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、第2条に規定する目的で公民館を使用するときは、使用者から施設使用料を徴収しないものとする。

2 別表に定めのない部屋又は設備の使用料は、その都度市長が定めるものとする。

3 前2項の使用料は、使用許可の際使用者から徴収する。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

4 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 武生東公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
講義室	100円
料理教室	150円
和室	150円
会議室	150円
大ホール	500円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	

- 2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
講義室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	300円	1,500円	9,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
会議室	300円	1,500円	9,000円
大ホール	500円	2,500円	15,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

2 武生西公民館

(1) 施設使用料

区分		基本使用料（1時間当たり）
講義室		150円
料理教室		150円
和室		100円
講堂		250円
別館	講義室	100円
	研修室	100円
	講堂	300円
備考		

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
講義室		300円	1,500円	9,000円
料理教室		300円	1,500円	9,000円
和室		200円	1,000円	6,000円
講堂		300円	1,500円	9,000円
別館	講義室	200円	1,000円	6,000円
	研修室	200円	1,000円	6,000円
	講堂	300円	1,500円	9,000円
備考				
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>				

3 武生南公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	50円
講義室	200円
料理教室	100円
和室（小）	100円

和室	200円
講堂	250円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	100円	500円	3,000円
講義室	300円	1,500円	9,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室（小）	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

4 神山公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	150円
料理教室	100円

和室	1 5 0 円
講堂	2 0 0 円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
料理教室	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
和室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
講堂	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

5 吉野公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	1 5 0 円
料理教室	1 0 0 円
和室	1 0 0 円
講堂	3 0 0 円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	300円	1,500円	9,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室	200円	1,000円	6,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

6 国高公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	150円
研修室	100円
料理教室	150円
和室	150円
会議室	150円
講堂	300円

スポーツルーム	1,250円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	300円	1,500円	9,000円
研修室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	300円	1,500円	9,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
会議室	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

7 大虫公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	150円
料理教室	100円
和室（小）	50円

和室	150円
講堂	200円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	300円	1,500円	9,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室（小）	100円	500円	3,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

8 坂口公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	100円
料理教室	100円
和室	100円

会議室	500円
講堂	2000円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	2000円	1,000円	6,000円
料理教室	2000円	1,000円	6,000円
和室	2000円	1,000円	6,000円
会議室	1000円	500円	3,000円
講堂	3000円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

9 王子保公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間あたり）
講義室	1000円
料理教室	1000円
和室	1000円

小会議室	1 0 0 円
中会議室	1 5 0 円
会議室	2 5 0 円
スポーツルーム	7 5 0 円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
講義室	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
料理教室	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
和室	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
小会議室	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
中会議室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
会議室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

10 北新庄公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間あたり）
図書室	150円
料理教室	100円
和室	150円
講堂	300円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	300円	1,500円	9,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

1.1 北日野公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間あたり）
図書室	100円
料理教室	100円
和室	150円
会議室	50円
講堂	300円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
会議室	100円	500円	3,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

1 2 味真野公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
講義室	1 5 0 円
研修室	1 0 0 円
料理教室	1 0 0 円
和室	2 0 0 円
講堂	2 5 0 円
スポーツルーム	1 , 1 5 0 円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
講義室	3 0 0 円	1 , 5 0 0 円	9 , 0 0 0 円
研修室	2 0 0 円	1 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円
料理教室	2 0 0 円	1 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円
和室	3 0 0 円	1 , 5 0 0 円	9 , 0 0 0 円
講堂	3 0 0 円	1 , 5 0 0 円	9 , 0 0 0 円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最</p>			

も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

1.3 白山公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
料理教室	150円
和室	150円
会議室（談話室）	100円
会議室	150円
講堂	250円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
料理教室	300円	1,500円	9,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
会議室（談話室）	200円	1,000円	6,000円
会議室	300円	1,500円	9,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最

も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

1.4 花筐公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	100円
料理教室	100円
和室（小）	100円
和室	250円
集会室	100円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室（小）	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
集会室	200円	1,000円	6,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最

も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

1.5 南中山公民館

(1) 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
図書室	100円
料理教室	100円
和室（小）	100円
和室	150円
音楽室	100円
相談室	50円
スポーツルーム	400円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
図書室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室（小）	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
音楽室	200円	1,000円	6,000円
相談室	100円	500円	3,000円

スポーツルーム	300円	1,500円	9,000円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

(越前市文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第24条 越前市文化センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 使用料の徴収に関する業務

第16条第2項中「規定中教育委員会」を「規定中「教育委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 施設使用料

(1) ホール

時間区分			基本使用料					
			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで
大ホール	ホール	平日	15,000円	24,000円	30,000円	62,000円	35,000円	49,000円
		土・日・休日	18,500円	30,000円	37,500円	77,500円	43,500円	61,000円
	楽屋101号		400円	600円	700円	1,600円	1,000円	1,400円
	楽屋102号		400円	600円	700円	1,600円	1,000円	1,400円

	楽屋103号		800円	1,300円	1,500円	3,100円	2,100円	2,700円
	楽屋104号		800円	1,300円	1,500円	3,100円	2,100円	2,700円
管理棟	小ホール	平日	3,500円	6,000円	8,500円			
		土・日・	4,000円	7,500円	11,000円			
		休日						

備考

- 1 練習・準備・後片付けのため、大ホール又は小ホール（以下「ホール」という。）を使用する場合の施設使用料は、当該ホールの基本使用料の3割（営利目的に使用する場合は5割）の額とする
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、次の各号に掲げる入場料の額の区分に応じ当該各号に定める額とする。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高額について当該各号の規定を適用する。
 - (1) 入場料が2,000円未満の場合 基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の2倍額
 - (2) 入場料が2,000円以上の場合 基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の2.5倍額
- 4 営利目的のために使用する場合は、基本使用料に、基本使用料（第2項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の1.5倍額を加算する。ただし、使用者が入場料を徴収する場合は、前各項の規定に定める額に基本使用料（第2項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の1.5倍額を加算する。

(2) ホール以外

部屋区分		基本使用料（1時間当たり）
管理棟	リハーサル室101号	150円
	練習室201号	150円
	練習室202号	250円
	練習室203号	150円
	会議室301号	200円
	会議室302号	100円
	研修室303号	350円
	和室304号	100円
	和室305号	50円
	会議室306号	100円
	会議室307号	100円
	会議室308号	150円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

2 冷暖房設備使用料

- (1) 大ホール 運転時間1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき8,000円
- (2) 小ホール 運転時間1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき4,000円
- (3) 楽屋 当該使用部屋の基本使用料の2割に相当する額

(4) ホール以外

部屋区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
管理棟	リハーサル室101号	300円	1,500円	9,000円
	練習室201号	300円	1,500円	9,000円
	練習室202号	500円	2,500円	15,000円
	練習室203号	300円	1,500円	9,000円
	会議室301号	400円	2,000円	12,000円
	会議室302号	200円	1,000円	6,000円
	研修室303号	700円	3,500円	21,000円
	和室304号	200円	1,000円	6,000円
	和室305号	100円	500円	3,000円
	会議室306号	200円	1,000円	6,000円
	会議室307号	200円	1,000円	6,000円
	会議室308号	300円	1,500円	9,000円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

(越前市ふるさとギャラリー設置及び管理条例の一部改正)

第25条 越前市ふるさとギャラリー設置及び管理条例（平成17年越前市条例第214号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 観覧料

区分	金額
常設展観覧料	無料

企画展観覧料	個人	2,000円の範囲内で市長がその都度定める額
	団体	個人観覧料の2割引の額
備考		
<p>1 団体とは、観覧者の数が30人以上の一団をいう。</p> <p>2 常設展観覧料とは、ギャラリーの常設展示品を鑑賞する場合の観覧料をいう。</p> <p>3 企画展観覧料とは、ギャラリーの企画展示品を鑑賞する場合の観覧料をいい、小学生未満の者については、これを無料とする。</p>		

2 使用料

(1) 施設使用料

時間区分 部屋区分	基本使用料	
	午前10時から正午まで	正午から午後6時まで
第1展示室	900円	2,800円
第2展示室	700円	2,200円
ギャラリーロビー	400円	1,300円
常設展示室	600円	1,900円
第1茶室	500円	1,600円
第2茶室	500円	1,600円
備考		
<p>1 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。</p> <p>2 使用者が、観覧料を入館者から徴収する場合の使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p> <p>3 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。</p>		

(2) 設備使用料

区分	基本使用料
附属設備	無料
冷暖房使用料	使用する施設にかかる前号の別表に定める基本使用料の2割に相当する額

(越前市武生公会堂記念館設置及び管理条例の一部改正)

第26条 越前市武生公会堂記念館設置及び管理条例（平成17年越前市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 入館料

区分		一般	高校生、中学生、小学生
常設展入館料	個人	100円	50円
	団体	70円	30円
特別展入館料	個人	3,000円を上限として市長が定める額	1,000円を上限として市長が定める額
	団体	個人入館料の3割引の額	個人入館料の3割引の額
備考			
1 就学前児童の入館料は無料とする。			
2 団体とは、入館者の数が30人以上の団体をいう。			
3 特別展入館料とは、越前市教育委員会が主催し、又は共催する特別な企画による展示の鑑賞のための入館料をいい、これ以外の入館料を常設展入館料という。			

2 使用料

(1) 施設使用料

区分	基本使用料	
	午前 10 時から正午まで	正午から午後 6 時まで
展示室 1	1, 600 円	4, 700 円
展示室 2	2, 500 円	7, 500 円
展示室 3	300 円	900 円
エントランスホール	500 円	1, 600 円
備考		
1 市外の者が使用する場合は、基本使用料の 5 割増しとする。		
2 使用者が、入場料を入館者から徴収する場合は、基本使用料（前項の規定により 5 割増しとされる場合にあっては、基本使用料の 5 割増しの額）の 20 倍額とする。		
3 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。		

(2) 設備使用料

区分	基本使用料
附属設備	無料
冷暖房使用料	使用する施設にかかる前号の別表に定める基本使用料の 2 割に相当する額

（越前市いまだて芸術館設置及び管理条例の一部改正）

第 27 条 越前市いまだて芸術館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 施設使用料

(1) ホール

区分		基本使用料					
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで
ホール・舞台	平日	8,800円	13,200円	16,500円	33,000円	22,000円	30,000円
	土・日・休日	11,000円	16,500円	21,000円	41,000円	27,500円	37,000円
	平日	5,500円	8,000円	11,000円	22,000円	13,500円	19,000円
楽屋1	土・日・休日	7,150円	9,500円	14,000円	26,500円	16,500円	23,000円
	平日	330円	550円	700円	1,300円	900円	1,300円
楽屋2	平日	330円	550円	700円	1,300円	900円	1,300円
楽屋3	平日	330円	550円	700円	1,300円	900円	1,300円
楽屋4	平日	330円	550円	700円	1,300円	900円	1,300円
備考							
<p>1 練習・準備・後片付けのため、ホール又は舞台(以下「ホール」という。)を使用する場合の施設使用料は、当該ホールの基本使用料の3割(営利目的に使用する場合は5割)の額とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、次の各号に掲げる入場料の額の区分に応じ当該各号に定める額とする。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高額について当該各号の規定を適用する。</p> <p>(1) 入場料が2,000円未満の場合 基本使用料(前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額)の2倍額</p>							

(2) 入場料が 2, 0 0 0 円以上の場合 基本使用料（前項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額）の 2. 5 倍額

- 4 営利目的のために使用する場合は、基本使用料に、基本使用料（第 2 項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額）の 1. 5 倍額を加算する。ただし、使用者が入場料を徴収する場合は、前各項の規定に定める額に基本使用料（第 2 項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額）の 1. 5 倍額を加算する。

(2) リハーサル室

部屋区分	基本使用料（1 時間につき）
リハーサル室 1	5 0 0 円
リハーサル室 2	1 0 0 0 円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。	
2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。この場合、1 0 円未満の端数は切り捨てる。	
3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額）の 2 0 倍額とする。	

(3) ホール及びリハーサル室以外

時間区分 部屋区分	基本使用料	
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで
ホワイエ	1, 4 0 0 円	1, 9 0 0 円
ラウンジ	6 0 0 円	8 0 0 円
展示室	9 0 0 円	1, 2 0 0 円
常設展示室	1, 7 0 0 円	2, 3 0 0 円

備考

- 1 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。
- 2 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額）の 20 倍額とする。
- 3 各使用区分時間未満の使用については、これを全時間使用したものとみなす。

2 冷暖房設備使用料

- (1) ホール 運転時間 1 時間（1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。）
につき 2, 0 0 0 円
- (2) 楽屋 当該使用部屋の基本使用料の 2 割に相当する額
- (3) リハーサル室

部屋区分	基本使用料	定額使用料	
	1 回	月額	年額
リハーサル室 1	1 0 0 円	5 0 0 円	3, 0 0 0 円
リハーサル室 2	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1 部屋分を上限に算定するものとする。

- (4) ホール、楽屋及びリハーサル室以外 当該使用部屋の基本使用料の 2 割に相当する額

（越前市武道館設置及び管理条例の一部改正）

第 2 8 条 越前市武道館設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 2 1 号）

の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 柔道場、剣道場使用料

区分		基本使用料（1時間につき）		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
個人使用	高校生以下	50円	100円	100円
	一般	100円	150円	150円
専用使用	1面	1,000円	1,100円	1,100円
備考				
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p>				

2 宿泊所使用料

一般	1人1泊につき	1,100円
高校生以下		600円
備考		
<p>1 宿泊による施設の使用時間は、午後6時から翌日の午前9時までとする。</p> <p>2 洗濯代は、実費徴収する。</p> <p>3 市外の者が使用する場合の使用料は、宿泊所使用料の5割増しとする。</p>		

3 道場附帯室、宿泊所和室使用料

区分		基本使用料 (1時間につき)
附帯室	和室(2室)	150円
	会議室(2室)	100円
宿泊所	和室	50円
備考		
<p>1 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増しとする。 この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 営利目的に使用する場合の使用料は、基本使用料(前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額)の20倍額とする。</p>		

4 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
附帯室	和室(2室)	300円	1,500円	9,000円
	会議室(2室)	200円	1,000円	6,000円
宿泊所	和室	400円	2,000円	12,000円
	洋室	200円	1,000円	6,000円
柔道場、剣道場		1時間につき 400円		
備考				
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>				

(越前市身近な体育館設置及び管理条例の一部改正)

第29条 越前市身近な体育館設置及び管理条例(平成17年越前市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

体育館使用料

区分		基本使用料（1時間につき）		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
個人使用	高校生以下	50円	100円	100円
	一般	100円	150円	150円
専用使用		800円	1,000円	1,000円
備考				
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。				
2 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。				
3 営利目的に使用する場合の使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の、20倍額とする。				

（越前市体育センター設置及び管理条例の一部改正）

第30条 越前市体育センター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第10条及び第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 施設使用料

区分		基本使用料（1時間につき）		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
個人使用	高校生以下	50円	100円	100円
	一般	100円	150円	150円
専用使用		800円	1,000円	1,000円
備考				
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>				

2 附属施設使用料

区分	基本使用料（1時間につき）
会議室1	150円
会議室2	100円
会議室3	100円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間と</p>	

する。

2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。

3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。

3 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
会議室1	300円	1,500円	9,000円
会議室2	200円	1,000円	6,000円
会議室3	200円	1,000円	6,000円
備考			
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

（越前市今立テニスコート設置及び管理条例の一部改正）

第31条 越前市今立テニスコート設置及び管理条例（平成17年越前市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第10条及び第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分		使用料（1時間につき）	
		平日	土曜日・日曜日・休日
個人使用	高校生以下	50円	100円
	一般	100円	150円
専用使用	1面	1,000円	1,500円
備考			
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の使用料は、5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p>			

（越前市かこさとしふるさと絵本館「石石」設置及び管理条例の一部改正）

第32条 越前市かこさとしふるさと絵本館「石石」設置及び管理条例（平成25年越前市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 施設使用料

ホール	1時間 250円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定に</p>	

より 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額) の 20 倍額とする。

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1 回	月額	年額
ホール	300 円	1,500 円	9,000 円

(越前市弓道場設置及び管理条例の一部改正)

第 33 条 越前市弓道場設置及び管理条例(平成 26 年越前市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

区分		使用料(1 時間につき)		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
個人使用	高校生以下	50 円	100 円	100 円
	一般	100 円	150 円	150 円
専用使用		400 円	500 円	500 円
備考				
1 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。				
2 市外の者が使用する場合の使用料は、5 割増しとする。この場合、10 円未満の端数は切り捨てる。				

(越前市サッカー場設置及び管理条例の一部改正)

第 34 条 越前市サッカー場設置及び管理条例(平成 28 年越前市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 サッカー場使用料

区分		使用料（1時間につき）		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	全面	2,400円	2,600円	2,600円
	片面	1,200円	1,300円	1,300円
入場料等を徴収する場合	全面	14,000円	16,000円	16,000円
	片面	7,000円	8,000円	8,000円
備考				
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。				
2 市外の者が使用する場合の使用料は、2倍額とする。				

2 照明設備使用料

単位	使用料	
	全灯	半灯
1時間につき	2,000円	1,000円
備考		
使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。		

3 管理施設棟使用料

区分	使用料
多目的室	1時間につき 100円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	

する。

2 市外の者が使用する場合の使用料は、2倍額とする。

4 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
多目的室	200円	1,000円	6,000円

(越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例の一部改正)

第35条 越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例(平成30年越前市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中

「

ソルトバス電気炉	1,200円	を
----------	--------	---

「

ソルトバス電気炉	1,300円	に
----------	--------	---

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第23条の規定による改正後の越前市公民館使用条例別表第15項の規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、平成31年10月1日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年9月30日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の規定による改正後の越前市公民館使用

条例別表第15項の使用料に関する規定は、平成32年4月1日以後の使用について適用し、同年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。

- 4 この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(その他)

- 5 前3項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 17 号

越前市部設置条例の一部改正について

越前市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市部設置条例の一部を改正する条例

越前市部設置条例（平成 17 年越前市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中コを削り、サをコとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

越前市市民交流センター設置及び管理条例の制定について
越前市市民交流センター設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市民交流センター設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民交流の促進及び市民活動の活性化を図り、もって市民福祉の向上に寄与するため、越前市市民交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 越前市市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市市民交流センター	越前市府中一丁目 11 番 2 号

(開館時間及び休館日)

第 3 条 越前市市民交流センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第 4 条 センターの施設うち、別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件

を付すことができる。

- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (2) センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

- (3) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (5) 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置をとること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及び職員の指示に従うこと。

(使用料)

第8条 使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が共催する事業に使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、センターの使用が終わったときは、速やかにこれを原状に復し、職員の点検を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、第6条の規定により使用許可を取り消された場合に準用する。

(損害賠償等)

第11条 使用者は、使用中に施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したとき(使用者の行う催物についての入場者による場合を含む。)は、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(職員の立入り)

第 1 2 条 使用者は、職員が管理の必要に応じ使用中の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第 1 3 条 市長は、第 7 条第 4 号の規定に該当する者及び職員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 8 条関係)

1 施設使用料

区分	基本使用料(1時間当たり)
多目的室 1	6 0 0 円
多目的室 2	3 0 0 円
多目的室 3	2 5 0 円
大会議室 1	2 0 0 円
大会議室 2	2 0 0 円
中会議室 1	1 5 0 円
中会議室 2	1 5 0 円
中会議室 3	1 0 0 円
小会議室 1	5 0 円
小会議室 2	5 0 円
小会議室 3	5 0 円

和室	500円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
多目的室1	500円	2,500円	15,000円
多目的室2	300円	1,500円	9,000円
多目的室3	300円	1,500円	9,000円
大会議室1	300円	1,500円	9,000円
大会議室2	300円	1,500円	9,000円
中会議室1	300円	1,500円	9,000円
中会議室2	300円	1,500円	9,000円
中会議室3	200円	1,000円	6,000円
小会議室1	100円	500円	3,000円
小会議室2	100円	500円	3,000円
小会議室3	100円	500円	3,000円
和室	100円	500円	3,000円
備考			
<p>同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。</p>			

議案第 20 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出し中「利率」の前に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3 パーセント」を「1.5 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受

けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成 1 8 年越前市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 削除」を「第 2 章 市町村特別給付」に改める。

第 2 章を次のとおり改める。

第 2 章 市町村特別給付

（市町村特別給付）

第 4 条 越前市は、次に掲げる特別給付（法第 6 2 条に規定する市町村特別給付をいう。）を行う。

理容・美容出張業務費の支給

2 前項に定めるもののほか、特別給付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

越前市子ども広場設置及び管理条例の制定について
越前市子ども広場設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市子ども広場設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、子どもの自由で楽しい遊び場と子育て世代の交流の場を提供することにより、子どもの健全な育成及び安心して子育てができる環境の充実に図り、また多世代交流を促進するため、越前市子ども広場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市子ども広場	越前市府中一丁目 11 番 2 号

(開館時間及び休館日)

第 3 条 越前市子ども広場（以下「子ども広場」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(施設)

第 4 条 子ども広場には、次に掲げるものを置く。

- (1) 体を使って遊ぶゾーン
- (2) 手や頭を使って遊ぶゾーン

(3) 寝転びゾーン

(入館の制限)

第5条 市長は、入館者又は入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする利用であると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認められるとき。

(使用の許可)

第6条 第4条第1号から第3号までに掲げる施設（以下「許可施設」という。）の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による許可をするときは、許可施設の管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に許可施設を利用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可は行わないものとする。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (4) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
 - (5) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
 - (6) 管理上支障があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認められるとき。
- (使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可施設の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(損害賠償等)

第9条 入館者は、その責めに帰すべき事由により、建物、設備、展示品等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による使用許可及び使用許可に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 23 号

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年越前市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「母子家庭、準母子家庭、父子家庭」を「ひとり親家庭、養育者が児童を養育している家庭」に改める。

第 2 条中第 9 項を第 12 項とし、同条第 8 項中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 7 項中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 6 項各号列記以外の部分中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当し、かつ、その者と同居している者が不在者その他これらの者に準ずる者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 4 項に規定する寡婦であつて、現在一人暮らしであり、今後もその状態が継続すると見込まれる者」に改め、同項第 1 号から同項第 4 号までを削り、同項を同条第 8 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 3 項を次のとおり改める。

7 この条例において「養育者」とは、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であつて、父母及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父及び母が死亡した児童

(2) 父及び母が監護しない前項各号に掲げる児童

第2条第2項各号列記以外の部分中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、「除く。）」の次に「父又は」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該児童が、父及び母と生計を同じくしている場合又は父及びその配偶者若しくは母及びその配偶者に養育されている場合を除く。

第2条第2項第1号中「解消し、現に母が婚姻していない」を「解消した」に改め、同項第2号中「が死亡し、現に母が婚姻していない」を「又は母が死亡した」に改め、同項第3号中「父」の次に「又は母（ただし書の規定にかかわらず父及び母と生計を同じくしている場合を含む。）」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「父」の次に「又は母」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号中「父」の次に「又は母」を、「命令（」の次に「配偶者から暴力を受けた父又は」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5項中「父」の次に「又は母」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4項中「父」の次に「又は母」を加え、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 父又は母（ただし書の規定にかかわらず父及びその配偶者又は母及びその配偶者に養育されている場合を含む。）の配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある児童

第2条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 この条例において「婚姻」とは、婚姻の届出をしている場合又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻届を提出している場合と同様の事情にある場合をいう。
- 3 この条例において「父」とは、母が児童を懐胎した当時婚姻していた者をいう。
- 4 この条例において「配偶者」とは、婚姻をしている者をいう。
- 5 この条例において「養育」とは、児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同項第1号中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、「及び」の次に「父又は」を加え、同項第2号中「準母子」を「養育者が児童を養育している」に、

「養育されている」を「養育者及び養育者が養育する第2条第7項のいずれかに該当する」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第4条中「7月」を「10月」に改め、同条第1号及び第2号を次のとおり改める。

(1) ひとり親家庭 次に掲げる者

父又は母及び父又は母と生計を同一にする配偶者及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者又は児童のうちいずれかの者

(2) 養育者が児童を養育している家庭 次に掲げる者

養育者、養育者と生計を同一にする配偶者及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者又は児童のうちいずれかの者
第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第1号中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、「母」の前に「父又は」を加え、同条第2号中「準母子家庭」を「養育者が児童を養育している家庭」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第7条中「7月31日」を「10月31日」に、「8月1日」を「11月1日」に改める。

第10条第1項第2号及び第11条中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月1日から10月末日までに医療機関において受けた療養に係る助成については、この条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定にかかわらず、前年度の所得によるものとする。

3 新条例第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年7月31日まで助成対象者である者の受給者証の有効期間は、平成31年7月31日までとし、同

年 8 月 1 日に更新するものとする。

議案第 24 号

越前市福祉健康センター設置及び管理条例の一部改正について

越前市福祉健康センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市福祉健康センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市福祉健康センター設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条中「第 7 条第 4 号」を「第 8 条第 4 号」に改め、「センターの」を削り、同条を第 14 条とする。

第 12 条中「センターの」を削り、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 2 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 11 条とし、第 8 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 6 号中「センターの」を削り、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「使用を中止させ、若しくは使用条件を変更する」を「使用を制限する」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 3 号を次のとおり改め、同条を第 6 条とする。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条中「福祉健康センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間及び休館日）

第 3 条 越前市福祉健康センター（以下「センター」という。）の開館時間及び

休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで

(2) 休館日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

別表を次のとおり改める。

別表(第 9 条関係)

1 施設使用料

区分	基本使用料 (1 時間あたり)
多目的ホール (全面)	6 0 0 円
多目的ホール (1 / 2 面)	3 0 0 円
多目的ホール (1 / 4 面)	2 0 0 円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。	
2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。	
3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料 (前項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額) の 2 0 倍額とする。	

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1 回	月額	年額
多目的ホール (全面)	5 0 0 円	2, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
多目的ホール (1 / 2 面)	3 0 0 円	1, 3 0 0 円	8, 0 0 0 円
多目的ホール (1 / 4 面)	2 0 0 円	7 0 0 円	4, 0 0 0 円
備考			
同一月又は同一年度において異なる区分(全面、1 / 2 面、1 / 4 面をい			

う。以下同じ。)を複数回、使用する場合の定額使用料は、使用する区分の別表に定める最も高い月額又は年額を上限に算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の越前市福祉健康センター設置及び管理条例の使用料に関する規定(以下「新条例」という。)は、平成31年10月1日以後の使用について適用し、同年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

- 4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める

議案第 25 号

越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の廃止について

越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

越前市勤労青少年ホーム設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 160 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

越前市都市公園条例の一部改正について

越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「グラウンド」の次に「（照明施設）」を加え、同条第 3 項を削り、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 10 条第 1 項中「別表第 14」を「別表第 13」に改める。

第 11 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項から 18 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 摘要に次の 1 項を加える。

3 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の 5 割増しとする。この場合、10 円未満の端数は切り捨てる。

別表第 4 から別表第 9 までを次のように改める。

別表第4（第10条関係）

武生中央公園・武生東運動公園・家久スポーツ公園・今立南部公園

1 庭球場使用料

使用区分			平日		土曜日・日曜日・休日
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
専用使用	1面	1時間	1,000円	1,500円	1,500円
個人使用	一般	間につき	100円	150円	150円
	高校生以下		50円	100円	100円
<p>摘要</p> <p>1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>					

2 庭球場夜間照明施設使用料

区分			使用料
専用使用	武生中央公園	1面につき1時間当たり	1,000円
	今立南部公園		500円
個人使用	武生中央公園	1時間につき	200円
	今立南部公園		150円
<p>摘要</p> <p>1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>2 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。</p>			

3 附属施設使用料

会議室	1時間につき	100円
シャワールーム	1回につき	100円
<p>摘要</p> <p>使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>		

4 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
会議室	200円	1,000円	6,000円

別表第5（第10条関係）

1 ソフトボール場使用料

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
無料試合及び練習	1面1時間につき	500円	600円	600円
有料試合		2,000円	2,500円	2,500円
<p>摘要</p> <p>1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>				

2 ソフトボール場夜間照明施設使用料

使用区分		使用料（1時間につき）
無料試合及び練習	市内チーム	5,000円
	市外チーム	10,000円
有料試合		20,000円
<p>摘要</p> <p>1 照明施設を2分の1に減光して使用の場合は、半額とする。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。</p>		

別表第 6（第 10 条関係）

武生東運動公園事務所使用料

区分 \ 時間	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 10 時まで (1 時間につき)	午前 9 時から午後 10 時まで
会議室	300 円	500 円	4,200 円
第 1 研修室	200 円	300 円	2,100 円
第 2 研修室	200 円	300 円	2,100 円
<p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷房又は暖房時の使用料は、1 回当たり 100 円とする。 2 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の 3 倍額とする。 3 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の 5 割増しとする。この場合、10 円未満の端数は切り捨てる。 4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。 5 各使用区分の時間未満の使用については、これを全時間使用するものとみなす。 			

別表第 7（第 10 条関係）

武生中央公園多目的グラウンド夜間照明施設使用料

使用料	
1 時間につき	1,300 円
<p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 照明施設を 2 分の 1 に減光して使用の場合は、無料とする。 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。 3 照明施設の使用は、1 月 4 日から 12 月 28 日までとする。 	

別表第 8（第 10 条関係）

武生東運動公園陸上競技場使用料

使用区分			平日	土曜日・日曜日・休日
			午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
専用使用		1 時間に	1, 000 円	1, 500 円
個人使用	一般	つき	100 円	150 円
	高校生以下		50 円	100 円

摘要

- 1 使用者がアマチュアスポーツに使用する場合で、入場料等を徴収するときは、各使用料の 5 倍額とする。ただし、個人使用の場合はこの限りではない。
- 2 使用者がスポーツ以外の行事に使用する場合で、入場料等を徴収しないときは各使用料の 10 倍額とし、徴収するときは 15 倍額とする。ただし、個人使用の場合はこの限りではない。
- 3 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の 20 倍額とする。ただし、個人使用の場合はこの限りではない。
- 4 使用者が、本市住民以（専用使用を除く。）外の場合の使用料は、各使用料の 5 割増しとする。この場合、10 円未満の端数は切り捨てる。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

別表第 9 を削り、別表第 10 を別表第 9 とし、別表第 11 から別表 14 までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 9 から別表第 13 までを次のように改める。

別表第 9（第 10 条関係）

家久温水スポーツ公園温水プール使用料

種類	区分	高校生以下	一般
専用使用	25メートルプール 1コース	5,000円	
個人使用	1回	250円	500円
	回数券(11回分綴)	2,500円	5,000円
団体使用(1人につき)	1回	200円	400円
<p>摘要</p> <p>1 専用使用については、状況により許可しないことがある。</p> <p>2 団体使用は、30人以上とする。</p> <p>3 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p>			

別表第 10（第 10 条関係）

花筐公園ふるさとの家使用料

午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 10 時 まで (1 時間につき)	午前 9 時から午後 10 時まで
200円	300円	2,100円
<p>摘要</p> <p>1 いろいろ使用の場合は、使用料の5割増しとする。</p> <p>2 使用者が本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>4 各使用区分の時間未満の使用については、これを全時間使用するものとみなす。</p>		

別表第 1 1 (第 1 0 条関係)

武生中央公園及び今立中央公園

1 多目的広場使用料

武生中央公園

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
専用使用 (人工芝コート 4 分の 1 面に つき)	1 時間につき	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
	個人使用 一般	1 0 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円
	高校生以下	5 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
<p>摘要</p> <p>1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の 5 割増しとする。この場合、1 0 円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。</p>				

今立中央公園

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
無料試合及び練習	1 時間	5 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
有料試合	につき	2, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円
<p>摘要</p> <p>1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の 5 割増しとする。この場合、1 0 円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。</p>				

2 多目的広場照明施設使用料

区分	金額
1時間につき	1,600円
<p>摘要</p> <p>1 照明施設を2分の1に減光して使用の場合は、半額とする。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。</p>	

別表第12（第10条関係）

白崎公園屋内ゲートボール場使用料

使用区分	平日		土曜日・日曜日・休日
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
1コート1時間につき	150円	200円	200円
<p>摘要</p> <p>1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>			

別表第13（第10条関係）

瓜生水と緑公園体育館使用料

使用区分			平日		土曜日・日曜日・休日
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
専用使用	1時間につき		800円	1,000円	1,000円
個人使用	一般		100円	150円	150円
	高校生以下		50円	100円	100円

摘要

- 1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の20倍額する。
- 2 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この条例の規定による改正後の越前市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第3から別表第13までの規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新条例の使用料に関する規定は、平成31年10月1日以後の使用について適用し、同年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

- 4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 27 号

越前市附属機関設置条例の一部改正について

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例

越前市附属機関設置条例（平成 24 年越前市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

越前市就学指導委員会	幼児、児童及び生徒の心身の障害に関する調査、検査及び判断	25 人以内
------------	------------------------------	--------

を

」

「

越前市教育支援委員会	幼児、児童及び生徒の心身の障がいに関する調査、検査及び判断並びに支援体制への助言	30 人以内
------------	--	--------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

越前市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について

越前市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市生涯学習センター設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表越前市生涯学習センターの項中「越前市府中一丁目 13 番 15 号」を「越前市府中一丁目 13 番 7 号」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

越前市生涯学習センター

1 施設使用料

区分	基本使用料（1 時間当たり）
会議室 1	5 0 円
会議室 2	5 0 円
会議室 3	5 0 円
控室	5 0 円
多目的ホール	5 5 0 円

視聴覚室	1 5 0 円
和室（大）	1 0 0 円
和室（小）	1 0 0 円
調理室	1 5 0 円
備考	
<p>1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。</p>	

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
会議室1	1 0 0 円	5 0 0 円	3, 0 0 0 円
会議室2	1 0 0 円	5 0 0 円	3, 0 0 0 円
会議室3	1 0 0 円	5 0 0 円	3, 0 0 0 円
控室	1 0 0 円	5 0 0 円	3, 0 0 0 円
多目的ホール	5 0 0 円	2, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
視聴覚室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
和室（大）	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
和室（小）	2 0 0 円	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
和室（大）及び和室（小）を同時に使用する場合	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
調理室	3 0 0 円	1, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
備考			

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

別表第2（第8条関係）

越前市生涯学習センター今立分館

1 施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
研修室	150円
談話室1	100円
談話室2	100円
調理実習室	150円
交流ラウンジ	150円
多目的ホール（全面）	700円
多目的ホール（ステージ側1/2面）	400円
備考	
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	
2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。	
3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。	

2 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
研修室	300円	1,500円	9,000円
談話室1	200円	1,000円	6,000円
談話室2	200円	1,000円	6,000円

調理実習室	300円	1,500円	9,000円
交流ラウンジ	300円	1,500円	9,000円
多目的ホール（全面）	500円	2,500円	15,000円
多目的ホール（ステージ側 1 / 2面）	300円	1,500円	9,000円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、この条例の規定による改正後の越前市生涯学習センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第2条及び別表第1の規定は、平成32年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 新条例の使用料に関する規定は、平成31年10月1日以後の使用について適用し、同年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の使用料に関する規定は、平成32年1月1日以後の使用について適用し、平成31年12月31日までの使用料については、なお従前の例による。

- 4 この条例の改正後の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（その他）

- 5 前3項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 29 号

越前市みどりと自然の村設置及び管理条例の一部改正について

越前市みどりと自然の村設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市みどりと自然の村設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市みどりと自然の村設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 222
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号イ及びウを次のように改める。

イ 多目的広場

第 4 条第 2 項中「サン・スポーツランド」を「管理棟」に、「開業時間」を「
開館時間」に、「午後 10 時」を「午後 6 時」に改め、同条第 3 項中「レストハ
ウス」の次に「及び管理棟」を加え、「、若しくは」を「、又は」に、「休館し、
又はサン・スポーツランドの開業時間を変更」を「休館」に改める。

第 9 条中「及び別表第 3」を削る。

第 14 条第 1 項第 4 号中「レストハウス」の次に「及び管理棟」を加え、「
若しくは」を「、又は」に、「休館し、又はサン・スポーツランドの開業時間
を変更」を「休館」に改める。

別表第 1 サン・スポーツランドの項中「テニスコート ゲートボールコート」
を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

1 レストハウス使用料

区分			使用料（1回につき）
広間	個人使用	高校生以下（3歳未満児を除く。）	100円
		一般	200円
シャワールーム			100円

2 管理棟使用料

区分			使用料（1回につき）
個人使用		高校生以下（3歳未満児を除く。）	150円
		一般	300円
備考 2階ミーティングルームを使用する場合のみ徴収する。			

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の越前市みどりと自然の村設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の使用料に関する規定は、平成31年4月1日以後の使用について適用し、同年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。

3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（その他）

4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 30 号

福井市及び越前市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、福井市及び越前市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

福井市及び越前市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

福井市（以下「甲」という。）及び越前市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏であるふくい嶺北連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容並びに当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携する取組の推進に関して連絡調整を図るため、定期的に協議するものとする。

（変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙が協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった経済成長の推進	経済成長の推進に向け、産学金官民一体となった協議会を運営し、商工業振興施策に対する提案や進捗管理などに取り組む。	乙と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進に協力して取り組む。
新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の特性を活かした様々な分野での創業促進や異分野異業種交流、新事業・新製品開発のための支援など、戦略産業の育成に取り組む。	乙と連携して、新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成に中心となって取り組む。	甲と連携して、新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成に協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域内の特産物の販路開拓やPR促進、統一ブランドの開発など、地域経済の裾野の拡大に取り組む。	乙と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に協力して取り組む。
戦略的な観光施策の推進	圏域内の観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備など、圏域全体への誘客拡大に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域全体に対する魅力的で質の高い都市的サービスの提供、圏域内外から通勤・通学・観光等で訪れる人々の利便性の向上など、高度な中心拠点の整備と広域的公共交通網の構築に取り組む。	乙と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に中心となって取り組む。	甲と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に協力して取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、圏域内の企業ニーズに応じた人材育成やその環境整備に取り組む。	乙と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に協力して取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域医療及び介護・福祉サービスの充実	広域連携による地域医療や成年後見支援体制、子育て環境の充実など、生活機能の強化に取り組む。	乙と連携して、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に協力して取り組む。
学校教育・社会教育の環境整備	広域連携による学習環境の向上や、圏域内の多様な人材活用による講師派遣など、教育環境整備に取り組む。	乙と連携して、学校教育・社会教育の環境整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、学校教育・社会教育の環境整備に協力して取り組む。

文化振興	圏域内の魅力ある文化資源を発掘し情報発信するとともに、文化資源や文化芸術イベントを活用し観光誘客や交流人口の増加を図るなど、文化芸術の振興に取り組む。	乙と連携して、文化振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、文化振興に協力して取り組む。
地域振興	広域連携による鳥獣害対策、就職支援や企業誘致の促進など、圏域全体の活性化や地域の振興に取り組む。	乙と連携して、地域振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域振興に協力して取り組む。
災害対策	災害発生時における相互応援の円滑化や、広域連携による人材育成、研修会開催など、減災・防災体制の強化に取り組む。	乙と連携して、災害対策に中心となって取り組む。	甲と連携して、災害対策に協力して取り組む。
環境対策	災害時等におけるごみ処理施設間での相互応援の円滑化や、広域連携による環境啓発・教育、不法投棄対策など、環境保全の推進に取り組む。	乙と連携して、環境対策に中心となって取り組む。	甲と連携して、環境対策に協力して取り組む。
地域公共交通の充実	公共交通機関の利用促進など、地域公共交通のネットワークの維持・強化に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に協力して取り組む。

<p>ICT・道路等 社会インフラの 整備</p>	<p>ICTの活用による利便性の向上、圏域内の交通等の円滑化を図るためのネットワークの整備、広域連携による公共施設のあり方研究など、圏域内の結びつきやネットワークの強化に取り組む。</p>	<p>乙と連携して、ICT・道路等社会インフラの整備に中心となって取り組む。</p>	<p>甲と連携して、ICT・道路等社会インフラの整備に協力して取り組む。</p>
<p>地域内外の住民との交流・移住促進</p>	<p>圏域の魅力に関する情報の発信力を強化するなど、大都市圏からの移住定住の促進及び交流人口の拡大に取り組む。</p>	<p>乙と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進に中心となって取り組む。</p>	<p>甲と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進に協力して取り組む。</p>
<p>ネットワークの強化・人材の育成</p>	<p>地域づくりを担う人材の育成、圏域内の市町職員の人材育成や交流など、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。</p>	<p>乙と連携して、ネットワークの強化・人材の育成に中心となって取り組む。</p>	<p>甲と連携して、ネットワークの強化・人材の育成に協力して取り組む。</p>

議案第 3 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市高木町第 3 5 号 2 3 番地

氏 名 川 上 耕 一

昭和 2 5 年 1 月 3 0 日 生

平成 3 1 年 3 月 1 8 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸